

展示スペースは、雨漏りが生じた際にすぐに対応できるよう、天井の格子が外されている。

施設名称：金沢歌劇座
施設区分：文化観光施設

(1) 概況

| | |
|-------------------------|---|
| 所在地 | 下本多町6-27 |
| 建設年月 | 昭和37年5月 |
| 土地取得費(百万円) | 不明 |
| 建物取得費(百万円) | 544.0 |
| 運営主体 | 金沢市(指定管理：公益財団法人金沢芸術創造財団) |
| 建物延床面積(m ²) | 10,308.86 |
| 主たる構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| 設置目的 | 広く市民が芸術文化にふれあう機会及び芸術文化に関する活動の場を提供するとともに、市民による多様な芸術文化の創造及び継承の促進を図り、もって市民の芸術文化の振興に資するため |
| 設置根拠 | 金沢市芸術文化ホール条例 |
| 設置事業内容(提供サービス) | 貸施設(ホール、会議室等) |

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数 (人)

| | | | | | |
|------|---------|---------|---------|--------|---------|
| 利用者数 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 327,538 | 322,764 | 352,292 | 56,503 | 142,326 |

この施設は、ホールにおいては有名歌手のコンサートや楽団の演奏会、劇団や歌舞伎の公演が開催され、大集会室においては展覧会が開催される等、集客数はイベントの開催数に大きく依存する。令和2年度、令和3年度はコロナ禍で、特に令和2年度はイベント開催が中止、企画自体の減少が著しく、利用者数は大きく減少した。

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額(人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等)

| | | |
|--------|---------|--------------|
| | 決算額 | 内130万円以上の工事費 |
| | 金額(千円) | 金額(千円) |
| 平成29年度 | 157,825 | |
| 平成30年度 | 63,761 | |
| 令和元年度 | 68,039 | 2,783 |
| 令和2年度 | 134,774 | 12,756 |
| 令和3年度 | 133,379 | 8,528 |

市から指定管理者への支払いに関し、平成29年度までは利用料金収入(施設利用者からの料金収入)に關係なく必要な経費を指定管理料として指定管理者へ支払う方式をとっていたが、平成30年度より利用料金制度が導入され、指定管理者の直接の収入となつたため相応の減少となっている。令和2年度、令和3年度については、コロナ禍による利用料金収入の減少分の補填により、増額となっている。

利用者1人当たりのコストについて、利用料金制度の採用により平成30年度からは、実質的に市が負担する利用者1人当たりのコストを算出した。令和2年度、令和3年度はコロナ禍で利用者が減少したことによりコストが高くなっている。

(円)

| | | | | |
|--------|--------|-------|-------|-------|
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 482 | 198 | 185 | 2,159 | 877 |

③ 長寿命化計画(個別施設計画)の進捗状況

外壁、空調設備等、長寿命化計画からは著しく遅れている状況にある。市は「新型コロナウイルス感染症の影響で年間利用者数が伸び悩んでいる」ことを課題と認識している。

④ 利用者への施設情報の提供方法

| | |
|------------|---|
| ホームページ | https://www.kagekiza.gr.jp/ |
| チラシ・パンフレット | あり |
| 外観 | 内観 |



| | | | | | |
|--------------------|----------------------|--|--|--|--|
| 設置根拠 | 金沢蓄音器館条例 | | | | |
| 設置事業内容 (提供サービス) | 蓄音器等歴史的音楽資料の収集・保管・展示 | | | | |

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数 (人)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 利用者数 | 23,645 | 24,319 | 21,000 | 8,664 | 6,947 |

この施設の利用者の多くは県外からの観光客である。このため、特にコロナ禍の影響が強く出しており、令和2年度、令和3年度は大きく減少している。

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額 (人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等)

| | 決算額 | |
|--------|---------|-------------------------|
| | 金額 (千円) | 内130万円以上の工事費 金額 (千円) |
| 平成29年度 | 47,142 | 17,421 |
| 平成30年度 | 27,848 | |
| 令和元年度 | 28,411 | |
| 令和2年度 | 30,137 | |
| 令和3年度 | 31,818 | |

利用者1人当たりのコストについて、130万円以上の工事費を除いた場合の1人当たりのコストは、次のとおりである。

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----|--------|--------|-------|-------|-------|
| (円) | 1,257 | 1,145 | 1,353 | 3,478 | 4,580 |

令和2年度、令和3年度はコロナ禍で利用者数が著しく減少したことによる。

③ 長寿命化計画 (個別施設計画) の進捗状況
屋根、外壁については、令和4年度に実施された。
市は「新型コロナウイルス感染症の影響で入館者数が伸び悩んでいる」ことを課題と認識している。

④ 利用者への施設情報の提供方法

| | |
|------------|---|
| ホームページ | https://www.kanazawa-museum.jp/chikuonki/ |
| チラシ・パンフレット | あり |

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

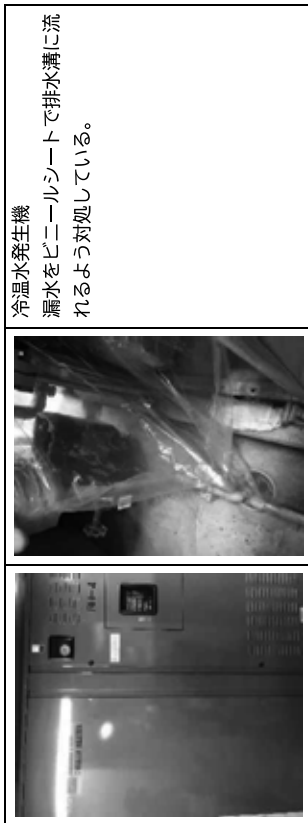
② 有効活用状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理状況

本施設は建替が検討されている施設であることもあり、策定された長寿命化計画通りに工事は実施されていないため、一部老朽化が見られる。例えば、配管は前回の工事で溶接が鉄で行われているため、腐食して水漏れがこの3年間で3回起きている。

トイレの水に井戸水を利用していることから、井戸水の成分から黄ばんでいたり、配管が詰まる原因の一つにもなっている。また、4台ある冷水水発生機については、利用には支障ないが、水漏れしており、部品交換対応で使用を続けている。市も当該状況は把握している。



冷水水発生機

漏水をビニールシートで排水溝に流れるよう対応している。

施設名称：金沢蓄音器館

施設区分：文化観光施設

(1) 概況

| | |
|-------------------------|--|
| 所在地 | 尾張町2-11-21 |
| 建設年月 | 昭和40年4月 |
| 土地取得費(百万円) | 159.7 |
| 建物取得費(百万円) | 280.7 |
| 運営主体 | 金沢市(指定管理：公益財団法人金沢文化振興財団) |
| 建物延床面積(m ²) | 618.58(収蔵庫除く) |
| 主たる構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 設置目的 | 国内有数の歴史的価値のある蓄音器及びレコード盤その他の音楽資料を貴重な文化的資料として保存し、及び広く市民に公開し、もって文化の振興に資するため |

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 利用者数 | 26,753 | 22,365 | 18,993 | 8,414 | 6,077 |

この施設の利用者の多くは県外からの観光客である。このため、特にコロナ禍の影響が強く出ており、令和2年度、令和3年度は大きく減少している。

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額(人件費、光熱費、委託・役務費・工事費等)

| | 決算額 金額(千円) | 内130万円以上の工事費 金額(千円) |
|--------|---------------|------------------------|
| 平成29年度 | 37,618 | |
| 平成30年度 | 28,905 | |
| 令和元年度 | 32,780 | |
| 令和2年度 | 34,710 | |
| 令和3年度 | 36,153 | |

利用者1人当たりのコストについては、次のようになる。令和2年度、令和3年度はコロナ禍で利用者数が著しく減少したことにより増加した。

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 1,406 | 1,292 | 1,726 | 4,125 | 5,949 |

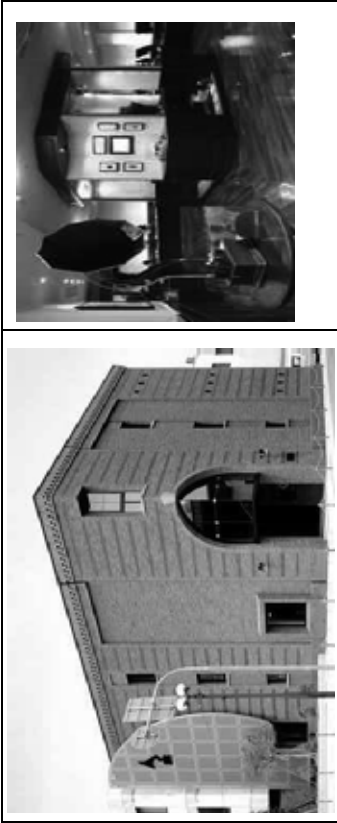
③ 長寿命化計画(個別施設計画)の進捗状況

外壁工事が計画通り実施されていない状況が確認された。ただし、本施設は、平成11年に既存の民間建物を市が取得し、記念館として利用できるよう改修したものであるが、長寿命化計画は主に記念館への改修工事を起点に立案されており、木造建築物そのものの維持にかかる改修ではない。

市は「新型コロナウイルス感染症の影響で入館者数が伸び悩んでいる」ことを課題と認識している。

④ 利用者への施設情報の提供方法

| | |
|------------|---|
| ホームページ | https://www.kanazawa-museum.jp/kyoka/ |
| チラシ・パンフレット | あり |
| その他 | Twitter, Facebook |



(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理状況

日々の維持管理等、特記すべき事項はない。

施設名称：泉鏡花記念館
施設区分：文化観光施設

(1) 概況

| | |
|-------------------------|--|
| 所在地 | 下新町2-3 |
| 建設年月 | 昭和36年1月 |
| 土地取得費(百万円) | 245.1 |
| 建物取得費(百万円) | 159.9 |
| 運営主体 | 金沢市(指定管理：公益財団法人金沢文化振興財団) |
| 建物延床面積(m ²) | 431.09 |
| 主たる構造 | 木造 |
| 設置目的 | 郷土が生んだ文豪泉鏡花の作品や業績を広く市民に伝えるとともに、市民がその文芸作品に親しみ、学ぶことにより、文化の振興に資するため |
| 設置根拠 | 泉鏡花記念館条例 |
| 設置事業内容 (提供サービス) | 泉鏡花に関する資料の収集・保管・展示 |



(3) 監査結果

- ① 法令の遵守
資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。
- ② 有効活用の状況
資料を確認した結果、特記すべき事項はない。
- ③ 維持管理の状況
本記念館は、泉鏡花の生家跡（生家は明治時代の火災により焼失）に建つ木造2階建の建物と土蔵3棟からなる建物を改修し整備されたものであり、木造2階建の建物には、1階が記念館スペース、2階が事務所となっている。職員は2階でデスクワークをし、休憩をとっているが、建物自体の経年劣化、また地盤の変化により、建物自体の歪みや傾きが起きており、特に2階は建物の中心から外側に向けての傾きが顕著で、視察時に体感したが、平衡感覚が失われる状況であった。
市と指定管理者との間で締結された協定書（『金沢市文化等観覧施設の管理に関する協定書』）では、「（防犯、防災及び緊急時対策等）受注者（＝指定管理者）は、文化等観覧施設が不特定多数の利用者が利用する公の施設であるという認識に基づき、防犯、防災及び不行為の防止に万全の対策を講じ、未然の事故の防止に細心の注意を払わなければならない。発注者（＝金沢市）は必要と認めるときは、防犯、防災等に必要施設設備の整備に努めるものとする。」とある。
本施設は、木造であり、十分な耐震状況にないが、本建物自体は泉鏡花の生家ではなく、建物自体に歴史的価値があるわけではない。
本施設は、地震時の入館者や職員の生命の安全確保、歴史的価値のある所蔵品の保護の観点から長寿命計画にそぐわないものと考えられる。隣接する旧菓子文化会館の跡地の活用を見据えて、今後の施設のあり方を検討していくことを期待する。



視察時、地面の歪み等で締まりが悪くなっていた扉の補修が行われていた。

施設名称：金沢市立中村記念美術館

施設区分：文化観光施設

(1) 概況

| | |
|-------------------------|---|
| 所在地 | 本多町3-2-29 |
| 建設年月 | 平成元年9月 |
| 土地取得費(百万円) | なし |
| 建物取得費(百万円) | 301.8 |
| 運営主体 | 金沢市(指定管理：公益財団法人金沢文化振興財団) |
| 建物延床面積(m ²) | 913.0(茶室等除く) |
| 主たる構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 設置目的 | 美術品等を収集し、保管し、展示して市民の利用に供し、もってその教養の向上と文化の発展に寄与するため |
| 設置根拠 | 金沢市立中村記念美術館条例 |
| 設置事業内容(提供サービス) | 美術工芸品等の収集・保管・展示、貸施設(茶室) |

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数 (人)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 利用者数 | 33,233 | 39,344 | 31,800 | 11,704 | 11,535 |

この施設の利用者の多くは県外からの観光客である。このため、特にコロナ禍の影響が強く出
ており、令和2年度、令和3年度は大きく減少している。

② 過去5年間の施設運営・管理にかかる決算額(人件費、光熱費、委託、役務費、工事費等)

| | 決算額 | |
|--------|--------|------------------------|
| | 金額(千円) | 内130万円以上の工事費 金額(千円) |
| 平成29年度 | 86,880 | 37,655 |
| 平成30年度 | 49,561 | 3,563 |
| 令和元年度 | 66,445 | 22,925 |
| 令和2年度 | 58,835 | 14,909 |
| 令和3年度 | 45,976 | |

利用者1人当たりのコストについて、平成29年度、平成30年度、令和2年度は大規模改修工
事等もありコストが増加している。130万円以上の工事費を除いた場合の1人当たりのコストは、
次のとおりである。

| | (円) | | | |
|--------|--------|-------|-------|-------|
| 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 1,481 | 1,169 | 1,369 | 3,753 | 3,986 |

令和2年度、令和3年度はコロナ禍で利用者数が著しく減少したことにより増加したものの、

③ 長寿命化計画(個別施設計画)の進捗状況

平成29年度、平成30年度、令和2年度に大規模改修工事を行っている。

市は「新型コロナウイルス感染症の影響で入館者数が伸び悩んでいる」ことを課題と認識して
いる。

④ 利用者への施設情報の提供方法

| | |
|------------|---|
| ホームページ | https://www.kanazawa-museum.jp/nakamura/ |
| チラシ・パンフレット | あり |
| その他 | Twitter、Instagram |

・外観及び内観写真



(3) 監査結果

- ① 法令の遵守
資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。
- ② 有効活用の状況
資料を確認した結果、特記すべき事項はない。
- ③ 維持管理の状況
現地調査した結果、特記すべき事項はない。

14 文化財保護課所管施設

(概要)

浅丘埋蔵文化財分室は、昭和58年度に浅丘小学校の廃校が決定し、埋蔵文化財の収蔵庫として利用開始した時期は不明であるが、木造平屋建ての建物を埋蔵文化財の収蔵施設として使用しており、選挙が行われる際の投票所として建物の一部を使用している。

埋蔵文化財である出土品は、報告書への掲載について判定を行い、掲載した出土品は平成7年建設の建屋に、掲載しない出土品は昭和26年建設の旧小学校の建屋とその周辺に区分して保管している。

施設名称：浅丘埋蔵文化財分室

施設区分：庁舎施設

(1) 概況

| | |
|------------|---|
| 所在地 | 浅丘町力11 |
| 建設年月 | ① 昭和26年1月 旧浅丘小学校の校舎建設 ② 平成7年3月 埋蔵文化財収容施設建設 |
| 土地取得費(百万円) | 明治2年1月1日取得との記録 学校所在地は旧花園村、その後森本町に合併、更に金沢市に合併 現在記録等が残されていない |
| 建物取得費(百万円) | 学校用地面積 240.67㎡ |
| 運営主体 | なし |
| 建物延床面積(㎡) | 金沢市 ① 521 ② 211.53 |
| 主たる構造 | ① 木造 ② 木造平屋建て |
| 設置目的 | 発掘調査により出土した埋蔵文化財を保管 |
| 設置根拠・貸出根拠 | 当初は金沢市学校設置条例 現在は文化財保護法102条、平成9年文化庁次長通知 出土品の取扱いについて(庁保記録182号)、平成11年度石川県教育委員会教育長通知 石川県出土品取扱い基準について |
| 設置事業内容 | 埋蔵文化財の保管 旧小学校のため、選挙投票所として従来から継続して使用している |

(2) 現状分析

- ① 過去5年間の利用者数(来館者数)
常時無人施設である。出土した出土品の見学希望を受けた際に、埋蔵文化財センター職員が収蔵庫に向かい、該当する資料を埋蔵文化財センターへ持ち帰り、見学希望に応じている。一般市民が現地施設に立ち入り、見学や作業を行うことはない。

② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額

| | | | | | |
|---------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 決算額(千円) | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| | 6 | 9 | 10 | 7 | 10 |

決算額は、電気料のみ。

- ③ 長寿命化計画(個別施設計画)の進捗状況
長寿命化計画対象外施設である。

④ 利用者への施設情報の提供方法

市民への公表を前提とする施設ではない。
出土品を見たいという要望には、この施設から埋蔵文化財センターへ移送して対応している。

(3) 監査結果

- ① 法令の遵守
資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

当該施設については、今後の活用を想定して対応すべき課題がある。

市内の遺跡からの出土品は、金沢市内に設置した埋蔵文化財収蔵庫にて保管している。浅丘埋蔵文化財分室以外には、福島埋蔵文化財収蔵庫(旧福島小学校跡地に軽量鉄骨平屋建ての倉庫建物)及び薬師谷埋蔵文化財収蔵庫(元農林水産省補助により設置された山間部下水道施設を譲渡、鉄筋コンクリート平屋建ての施設)がある。出土品の増加により、今後必要とされる保管場所は増加するものと予想される。保管対象の出土品に関しては、石川県出土品取扱基準で、「国・県・市町村指定史跡からの出土品については、保管する必要がある出土品であっても、指定史跡からの出土品であることを考慮し、原則として保管する。分布・確認・試掘調査において出土品については、保管する必要がある出土品であっても、遺跡の存在決定にかかわる出土品であることとを考慮し、原則として、保管するものとする。保管する必要がある出土品であっても、地域的・時代的な希少性や、出土した遺跡の性格、遺構、出土状況等を考慮し、将来にわたり保管・活用の必要性・可能性がある場合には、保管するものとする」と定められており、出土品の廃棄は実質上停止されている。

今後において、出土品の保管を無制限に継続する場合には、出土品の保管コストは市の負担となる可能性が高い。市は、出土品の取扱いに関する持続可能な対応を県と協議し、埋蔵文化財の収納に関する補助制度がない状況下、出土品の踏み込んだ取り扱いに関する検討を進める必要がある。

また、建物の窓が破損した状態で放置されており、旧小学校建屋の老朽化した室内には動物の糞が散在し、適切な維持管理が実施されているとはいえない。このような状況で選挙投票所としての活用を継続することは、問題があると考える。

15 普通財産

(概要)

公有財産は、行政財産と普通財産に分類される。行政財産は、さらに公用財産、公共用財産及び予定公物に分類される。公用財産は市の事務又は事業を行うために市が直接使用することを本来の目的とする財産(例えば、市役所庁舎、下水道処理場等)、公共用財産は住民一般の利用に供することを本来の目的とする財産(例えば、学校、図書館、公園等)、予定公物は将来公用又は公共用の目的に供することに決定されている公有財産(例えば、道路予定地、庁舎建設予定地等)に分類される。一方、普通財産は行政財産以外の一切の公有財産(例えば、廃道敷、廃川敷等)である。

普通財産は、行政財産のように行政執行上の手段として直接使用されるものではなく、その経済的価値を保全発揮することにより、間接的に普通公共団体の行政に貢献せしめるものであり、その貸し付けに当たっては、当該財産の将来的利用計画を十分検討の上で行うべきであり、原則として長期の貸し付けは行うべきではないとされている。

行政財産は、その用途または目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる(地方自治法第238条の4第7項)

施設名称：旧金沢市立上平小学校

施設区分：生涯学習施設

所 管：教育総務課

(1) 概況

| | |
|-------------------------|---|
| 所在地 | 上平町八29-2 |
| 建設年月 | 大正2年1月1日 |
| 土地取得費(百万円) | 2 |
| 建物取得費(百万円) | 5 |
| 運営主体 | 金沢市 |
| 建物延床面積(m ²) | 435 |
| 主たる構造 | 木造 |
| 設置目的 | 当初は、教育施設 現在は地区住民が参加する行事として使用 |
| 設置根拠・貸出根拠 | 当初は、金沢市学校設置条例 |
| 設置事業内容 | 上平地区(7町会)の地区住民が参加する行事(高齢者の集い、定期的は教室)として校舎内を使用している 市の防災計画上は避難所として指定されている 選挙投票所として使用されている |

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数(来館者数)

地区住民の施設利用状況は、利用者数としては把握されていない。

ただし、平成30年1月現在の旧上平小学校の施設管理及び利用状況によると、以下の記録が残っていた。

【意見】

浅丘埋蔵文化財分室について、衛生環境に問題があるため、鳥獣の侵入を防ぐ対策を実施する必要がある。



旧浅丘小学校を埋蔵文化財保管施設として活用している。



旧小学校の裏側から、ガラス窓が破損した状態

③ 維持管理の状況

平成10年3月に旧上平小学校が閉校して以来、市は地元の上平小学校跡地対策委員会と無償貸付契約を交わし、旧上平校下の地元住民は旧校舎を住民活動施設として利用しており、施設は地区住民の活動に活用され、維持管理は充分にされている。

山間部にある旧小学校施設のある地域では、地域住民が小学校を中心にコミュニティを形成しており、小学校の廃校により当該小学校施設の使用を中止することは住民の合意が得難い。長期的な施設の利用計画は作成されてはいないものの、上平小学校跡地対策委員会の施設利用の実態からすると、今後の継続する意思はあるものと推察される。

施設に関しては、総務課において、住民活動による活用等の現状把握が十分になされているとは言えない状況であった。施設が住民活動にどのように活用されているかについては、定期的に検討することが必要であり、そのためには年間のスケジュールを確認の上、実施状況の把握できる体制の整備が望ましい。

将来の課題としては、当該施設は大正2年建設の建造物であることから、木造建築物の耐震に関して、校舎活用に伴う危険がある旨を地元住民に十分説明し、その上で必要な対応を図るべきであろう。



正面入口 未利用時は施錠されている

・高齢者の集い
「木曜クラブ」 毎週木曜日、14～16時、6～15名が集まり、軽い体操、介護施設からの講習会などを行っている。

・定期的な教室
「大正琴の練習」 木曜日、19～21時、8名で大正ロマンの会として練習し、公民館の文化祭や福祉施設での演奏活動を行っている。
「太鼓演奏の練習」 火曜又は金曜日、19～21時、7名～10名で地区外の方々と共に練習し、公民館の文化祭や福祉施設で演奏を行っている。

② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額 (千円)

| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 決算額 | 699 | 518 | 395 | 439 | 840 |
| 内光熱水費 | 82 | 80 | 67 | 108 | 74 |
| 内役員費 | 85 | 83 | 82 | 83 | 100 |
| 内委託料 | 250 | 244 | 246 | 248 | 248 |
| 内修繕費 | 282 | 111 | | | 418 |

施設管理に係る決算額が低額に抑えられている理由は、上平地区(7町会)の住民により平成10年3月以降、以下の作業が無償で実施されていることによる。

- ア. 校舎周辺及び運動場の草刈り作業(年2回:6月と10月)、必要に応じて除草剤の散布、排水溝の掃除(年1回:6月)
- イ. 中庭(花壇)にある花の植栽(年2回:6月と11月)、花壇内の除草作業
- ウ. その他

高齢者が集う(木曜クラブ)時に校舎内の掃除(月1回)
降雪対策(窓への雪囲い取り付け・取り外し、12月と3月)
降雪時の屋根雪下ろし

③ 長寿命化計画(個別施設計画)の進捗状況
長寿命化対象外施設である。

④ 利用者への施設情報の提供方法
地元での施設利用が前提であるため、特に情報は発信していない。
地元以外の団体に年1回キャンペーンとして使用を許可している。

(3) 監査結果

- ① 法令の遵守
資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。
- ② 有効活用の状況
資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

| | |
|-----------|---|
| 設置目的 | 平成10年3月小学校の用途廃止後、文化施設の用途で活用され、令和元年度に普通財産として総務課へ引き継がれた |
| 設置根拠・貸出根拠 | 当初は金沢市学校設置条例、現在はなし |
| 設置事業内容 | 選挙時には投票所として利用 |

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数(来館者数)
選挙時以外に使用した実績はない。

| 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額 | | (千円) | | | |
|---------------------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 決算額 | | | 1,528 | 1,369 | 1,489 |
| 内光熱費 | | | 204 | 184 | 177 |
| 内委託・役務費 | | | 222 | 210 | 210 |
| 内工事費 | | | 814 | 715 | 842 |

130万円以上の大規模な工事はない。委託・役務費は、し尿浄化保守、電気工作物保守、消防用設備保守に関するものである。

③ 長寿命化計画(個別施設計画)の進捗状況
長寿命化計画対象外施設である。

④ 利用者への施設情報の提供方法
普通財産であるため、特に情報提供は行っていない。

(3) 監査結果

① 法令の遵守
資料を確認した結果、執行手続は適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況
資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況
市は、中山間地域の廃校を最小限の経費で管理している。
維持管理(トイレ機能、電気機能、消防機能)を保持しているものの、人手が入っていないため、急激に劣化が進行していた。建物のドアの一部が半開きのままとなっており、以前は花壇として使用されていた建物の裏地は、イノシシ等の害獣により荒らされていた。
これまで、当該施設において資料保管の機能は停止され、選挙の投票所として使用されている。また、当該施設は耐震化がなされていないため、広く清潔な体育館も全く利用されずに放置されている。
以上の施設の管理状況を勘案すると、現在、選挙の投票所として使用しているの、早急に施



地元住民による整備がされている中庭



体育館内部

施設名称：駒婦資料保管所

施設区分：その他施設

所 管：総務課

(1) 概況

| | |
|-------------------------|----------|
| 所在地 | 駒崎町又40-1 |
| 建設年月 | 昭和30年1月 |
| 土地取得費(百万円) | 3(一部不明) |
| 建物取得費(百万円) | 19(一部不明) |
| 運営主体 | 金沢市 |
| 建物延床面積(m ²) | 939 |
| 主たる構造 | 木造 |

設のあり方を検討する必要はないが、投票所の変更等があった場合などには、今後の施設のあり方を検討することを視野に入れておくことを期待する。



グラウンドから見た全景



使用されていない体育館

施設名称：元安原中学校体育館

施設区分：スポーツ施設

所 管：総務課

(1) 概況

| | |
|------------|------------------|
| 所在地 | 福増町北1076 |
| 建設年月 | 昭和29年1月1日 |
| 土地取得費(百万円) | 不明(面積は2,716.42㎡) |
| 建物取得費(百万円) | 10.7 |
| 運営主体 | 金沢市 |

| | |
|-----------|---|
| 建物延床面積(㎡) | 622.13 |
| 主たる構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| 設置目的 | 旧安原出張所・公民館・児童館・老人憩いの家と元西南中学校安原分校の体育館が一体の敷地にあり、建物が繋がっていたが、区画整理により、体育館以外は隣接地に新設され、体育館は地元要望により取り壊さず、昭和62年4月から無償貸付けしている |
| 設置相拠・貸出相拠 | 市有財産条例第8条第3号 |
| 設置事業内容 | 安原公民館へ公民館、町会事業及び体育活動の場等として無償貸付中 |

(2) 現状分析

- ① 過去5年間の利用者数(来館者数)
借手の安原公民館から施設の活用状況に関する報告を受けていない。
 - ② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額
借手の安原公民館が光熱費等を負担しているため、施設運営・管理費は発生していない。
貸付契約書第6条には、貸付物件の維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、全て借手の負担とすると規定されている。
 - ③ 長寿命化計画(個別施設計画)の進捗状況
長寿命化計画対象施設であり、スポーツ施設に分類され、建築年次1953年、物理的耐用年数82年、ストックマネジメント計画に基づく耐用年数経過時期2035年としている。
 - ④ 利用者への施設情報の提供方法
特に情報提供は行っていない。
- (3) 監査結果
- ① 法令の遵守
資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。
 - ② 有効活用の状況
資料を確認した結果、特記すべき事項はない。
 - ③ 維持管理の状況
視察時は施錠されていたため、建物内部は確認できなかったものの、建物の外観に大きな傷は確認されなかった。しかし、屋根の裏側の鉄筋が露出している箇所があり、日常点検が十分でない可能性がある。

施設名称：金石銭屋町集会所
 施設区分：生涯学習施設
 所 管：総務課
 (1) 概況

| | |
|------------|--|
| 所在地 | 金石北2-169 |
| 建設年月 | 昭和45年3月31日 |
| 土地取得費(百万円) | 不明(面積は80.59㎡) |
| 建物取得費(百万円) | 0.2 |
| 運営主体 | 金沢市 |
| 建物延床面積(㎡) | 28.92 |
| 主たる構造 | 木造平屋建 |
| 設置目的 | 土地は金石町町有地であったため合併により昭和18年11月に権利承継により取得 |
| 設置根拠・貸出根拠 | 市有財産条例第8条第3号 |
| 設置事業内容 | 金石銭屋町会に町会集会所として無償貸付中 |

(2) 現状分析

- ① 過去5年間の利用者数(来館者数)
 集会所としての活用実態は把握されていない。
 - ② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額
 借主である金石銭屋町会が光熱費等を負担しているため、施設運営・管理費は発生していない。
 - ③ 長寿命化計画(個別施設計画)の進捗状況
 長寿命化計画対象施設であり、生涯学習施設に分類され、建築年次1969年、物理的耐用年数100年、ストックマネジメント計画に基づく耐用年数経過時期2069年としている。
 - ④ 利用者への施設情報の提供方法
 普通財産であるため、特に情報提供は行っていない。
- (3) 監査結果
- ① 法令の遵守
 資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。
 - ② 有効活用の状況
 資料を確認した結果、特記すべき事項はない。
 - ③ 維持管理の状況
 視察時は施錠されていたため、建物内部は確認できなかったものの、建物外観に傷みはなく、周辺の掃除も行き届いていた。

直近の普通財産借受更新申請書に添付されている利用・事業計画書には、以下の記載がある。

事業の実施期間 昭和62年4月1日から令和5年3月31日
 事業の実施者 安原公民館
 事業内容(具体的) 安原地区の公民館、町会事業及び体育活動の場として使用
 貸付経緯 昭和62年地元要望により安原公民館に体育館の無償貸付開始
 今後の方向性 相手方への売却可能性・有償貸付可能性 ともに無し

貸付の期間は貸付の原則3年に基づき、3年ごとに貸付契約を更新している。事業内容の具体的な実績を確認した資料等は確認できなかった。
 また、施設の課題として、建設から70年が経過し、老朽化の進行や未耐震であることから、その対応が必要になるとのことである。



正面から見た施設



屋根の裏

直近の普通財産借受更新申請書に添付されている利用・事業計画書には、以下の記載がある。

事業の実施期間 昭和18年12月1日から令和6年3月31日
 事業内容(具体的) 『集会場』
 貸付経緯 金石町町有地であったため合併により権利承継
 今後の方向性 相手方への売却可能性・有償貸付可能性 ともに無し

貸付期間は貸付の原則である3年は経過しており、事業内容の具体的な実績を確認した資料等は確認されていない。



道路から見た建屋

施設名称：上野保育園
 施設区分：児童福祉施設
 所 管：総務課

(1) 概況

| | |
|------------|--|
| 所在地 | 小立野1-660-1 |
| 建設年月 | 昭和43年4月18日 |
| 土地取得費(百万円) | 1.8 面積 195.00㎡ |
| 建物取得費(百万円) | 19 |
| 運営主体 | 金沢市 |
| 建物延床面積(㎡) | 653.22 |
| 主たる構造 | 鉄筋コンクリート造 |
| 設置目的 | 東部丘陵地区の保育所需増のため、市立保育所の設置事業として進めていたが、急遽社会福祉法人を設立して経営させることとなったもの |
| 設置根拠・貸出根拠 | 市有財産条例第8条第3号 |
| 設置事業内容 | 保育所として無償貸付中 |

(2) 現状分析

- ① 過去5年間の利用者数(来館者数)
 総務課では利用者数を把握していない。
 別途、市(保育幼稚園課)は、毎月保育所の入所者数の報告を受けている。
- ② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額
 借手である社会福祉法人崎浦福祉会が修繕費を負担しているため、施設運営・管理費は発生していない。
- ③ 長寿化計画(個別施設計画)の進捗状況
 長寿化計画対象外施設である。
- ④ 利用者への施設情報の提供方法
 普通財産であるため、特に情報提供は行っていない。社会福祉法人崎浦福祉会のホームページによると、創設は昭和43年4月、定員は96名、職員構成は園長・主幹保育教諭ほか、年齢別の園児構成は5歳児(まっ組)・4歳児(ふじ組)・3歳児(うめ組)・2歳児(もも組)・1歳児(うさぎ組)・0歳児(ひよこ組)とある。

(3) 監査結果

- ① 法令の遵守
 資料を確認した結果、執行手続は適法に実施されており、特記すべき事項はない。
- ② 有効活用の状況
 当該施設の行政への貢献は、通常の保育サービス以外に、延長保育及び一時預かりなど、子育て世帯を支援する事業の用に供されていることから、一定の評価はできる。

③ 維持管理の状況

視察時において、上野保育園園長から、2階部分の雨漏りについては、コスト節約の観点から自主修繕をしたが、その他原因不明な水漏れ箇所がまだ存在するとの説明を受けた。
 施設内を巡回した限りでは、防犯対策や感染症対策、園児の安全対策などの維持管理は良好であることが確認された。

直近の普通財産借受更新申請書に添付されている利用・事業計画書には、以下の記載がある。

事業の実施期間 昭和43年4月1日から令和7年3月31日
 事業内容 保育園の運営
 今後の方向性 相手先への売却可能性 保育所建て替え時に交渉要
 有償貸付可能性 無し

社会福祉法人崎浦福祉会への施設売却は、貸付契約書に園の建替をもって資力の余力とみなすとの記載がある。

| | |
|-----------|---|
| 設置根拠・貸出根拠 | 市有財産条例第8条第3号 |
| 設置事業内容 | ・ 1階部分は地域サロンとして無償貸付中 ・ 2階部分と駐車場はヘルパーステーションとして有償貸付中 |

施設を貸付した経緯は以下のとおりである。

当該施設は、平成13年度の旧広坂消防署泉野出張所からの用途変更時に、未雨震であることを理由に建替えを想定していない施設であった。建物を取壊し売却することに関して、地元の同意が得られなかったため、平成23年4月から1階部分を地域サロンとして泉野地区社会福祉協議会へ無償貸付し、平成30年4月から2階部分を増泉ヘルパーステーションとして公益財産法人金沢健康福祉財団に有償貸付を継続している。

(2) 現状分析

- ① 過去5年間の利用者数（来館者数）
1階部分の地域サロンの利用者数等の報告はない。
2階部分のヘルパーステーションの利用者数等の報告はない。

② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額

| | | | | | |
|---------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
| 決算額(千円) | | 65 | | 84 | |

決算額は全て修繕工事費である。130万円以上の工事費はない。

③ 長寿命化計画（個別施設計画）の進捗状況

長寿命化計画対象外施設である。

④ 利用者への施設情報の提供方法

普通財産であるため、特に情報提供は行っていない。

(3) 監査結果

- ① 法令の遵守
資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。
- ② 有効活用の状況
資料を確認した結果、特記すべき事項はない。
- ③ 維持管理の状況
視察時、ガレージ入口の天井塗装が剥がれていた。利用者が安全に駐車するための日常点検が行われているか確認する必要がある。施設利用については、各階において活発な活動の実態が確認された。



正面玄関から見た施設



雨漏りで応急対応した箇所

施設名称：ヘルパーステーション（旧広坂消防署泉野出張所）

施設区分：社会福祉施設

所 管：総務課

(1) 概況

| | |
|------------|---|
| 所在地 | 泉野町5-92 |
| 建設年月 | 昭和45年1月24日（現在の事務所、自転車置場） 昭和63年3月29日（現在の事務所増築分） |
| 土地取得費(百万円) | 不明（面積は504.83㎡） |
| 建物取得費(百万円) | 12.6（事務所）、0.4（自転車置場）、24.8（事務所増築分） |
| 運営主体 | 金沢市 |
| 建物延床面積(㎡) | 319.18 |
| 主たる構造 | 鉄筋コンクリート造（事務所、事務所増築分）、鉄骨造 |
| 設置目的 | 消防署の用途廃止後、平成13年度に普通財産として総務課へ引き継がれた |

ヘルパーステーション部分に関して、直近の普通財産借受更新申請書に添付されている利用・事業計画書に以下の記載がある。

事業の名称 訪問介護事務所
 事業の実施期間 平成30年4月1日から令和5年3月31日
 事業内容(具体的に) 増泉ヘルパーステーション、駐車場
 貸付経緯 設置する適当な場所がなかったため

なお、駐車場部分を含めて、貸付料を算出し徴収されている。地域サロン部分に関して、以下に記載がある。

事業の名称 旧広坂消防署泉野出張所
 事業の実施期間 平成23年4月1日から令和5年3月31日
 事業の内容(具体的に) 地域サロン
 貸付経緯 平成13年6月10日消防から引継ぐ

貸付期間がそれぞれ貸付の原則である3年は経過しており、事業内容の具体的な実績を確認したが、資料等は確認されなかった。



施設正面



ガレージ入口の天井塗装の状況

施設名称：旧福島小学校
 施設区分：生涯学習施設
 所 管：総務課

(1) 概況

| | |
|------------|---|
| 所在地 | 福島町子 330 |
| 建設年月 | 昭和24年1月1日(現在の集会所) 昭和24年11月7日(現在のスロープ上屋) |
| 土地取得費(百万円) | 不明(面積は1,788.33㎡) |
| 建物取得費(百万円) | 17.9(集会所)、1.4(スロープ上屋) |
| 運営主体 | 金沢市 |
| 建物延床面積(㎡) | 146.45 |
| 主たる構造 | 木造 |
| 設置目的 | 昭和55年3月小学校の用途廃止後、他の用途で活用され、平成5年度に普通財産として総務課へ引き継がれた(地元要望による使用) |
| 設置根拠・貸出根拠 | 市有財産条例第8条第3号 町会活動の場として使用 |
| 設置事業内容 | 地元集会所として無償貸付、選挙時には投票所として利用 |

(2) 現状分析

- ① 過去5年間の利用者数(来館者数)
 貸付先の福島地区協議会からは集会所としての利用人数の報告は受けていない。
 福島地区協議会会長への聞き取りによると、年3回程度の利用実績があったことである。

と、今後の施設利用については検討が必要である。その場合は、借受者への対応や中間地域のコミュニティ拠点の必要性を勘案した協議が必要となろう。



外観 スロープのある入口



室内の状況

施設名称：旧金沢市ホームヘルプサブピスステーション

施設区分：社会福祉施設

所 管：福祉政策課

(1) 概況

| | |
|------------|---------------------|
| 所在地 | 泉野町1-393-4 |
| 建設年月 | 昭和41年12月 |
| 土地取得費(百万円) | 62(面積319.88㎡) |
| 建物取得費(百万円) | 1 |
| 運営主体 | 金沢市(「NPO法人いずみの」に貸与) |

| ② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額 (千円) | | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------------------------|----|--------|-------|-------|-------|
| 決算額 | 80 | 1,770 | 1,325 | 623 | 507 |
| 内光熱費 | | | | 11 | 27 |
| 内委託・役務費 | 22 | 26 | 26 | 26 | 26 |
| 内工事費 | | 486 | 259 | 413 | 396 |
| 内謝金、負担金 | 58 | 1,258 | 1,040 | 173 | 58 |

130万円以上の工事費はない。

③ 長寿命化計画(個別施設計画)の進捗状況
長寿命化計画対象外施設である。

④ 利用者への施設情報の提供方法
特に情報提供は行っていない。

(3) 監査結果

① 法令の遵守

資料を確認した結果、執行手続きは適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用状況

資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理状況

視察において、施設は清潔に掃除され適切に維持管理されていることを確認した。
直近の令和3年2月28日に作成の普通財産借受更新申請書、普通財産無償貸付・減額貸付申請書に添付されている利用・事業計画書には以下の記載がある。

事業の実施期間 昭和59年8月1日から令和6年3月31日
事業内容(具体的に) 集会場
貸付経緯 廃校となった小学校の体育館を改修し、集会所として無償貸与
今後の方向性 相手方への売却可能性、有償貸付化可能性 ともに無し

具体的な事業内容としては、「集会場」とのみ一言記載されているが、事業内容の具体的な実績を確認した資料等は確認されなかった。

貸付期間が貸付の原則である3年は経過している。視察の際に、集会所入口には利用記録簿(ノート)が備え付けられており、当該ノートには記録があるものの、市に対してその使用実績を報告する運用にはなっていない。

当該施設は、未耐震であり、躯体の老朽化が進んでおり、普通財産であることから将来の建て替えは想定されていない。

当該施設は老朽化していることを考慮すると、いずれは用途の廃止となることも考えられる。施設の利用は年数回程度であり、利用程度としては高いものとはいえず、費用対効果を考慮する

域社会への参加と地域住民とのコミュニケーションを創出し、もって社会的に自立するための支援を行うとある。配食事業の内容は、「泉野・十一屋校下・その他の近辺」を配達地域として、弁当を一食510円で自宅まで届けることである。

(3) 監査結果

- ① 法令の遵守
資料を確認した結果、執行手続は適法に実施されており、特記すべき事項はない。
- ② 有効活用の状況
資料を確認した結果、特記すべき事項はない。
- ③ 維持管理の状況
建設は昭和41年12月であり、建物は老朽化し、福祉政策課は順次修繕が必要と認識している。視察では、概ね建物の使用状況は良好であることを確認した。



建物入口の石垣



建物正面

| | |
|------------|--|
| 建物延床面積 (㎡) | 99.37 |
| 主たる構造 | 木造 |
| 設置目的 | 当初はホームヘルプサービス事業のため |
| 設置根拠・貸出根拠 | 金沢市市有財産条例第8条第3号 |
| 設置事業内容 | ホームヘルプサービス事業及び地域デイサービス事業(一部)として使用していたが、現在は、地域デイサービス事業を行う社会福祉法人第四善隣館と高齢者等への配食サービス事業を行う「特定非営利法人いずみの」に貸し付けている |

当該施設の取得から現在に至る経緯は以下のとおりである。
 平成9年9月に、地域デイサービス事業(市委託事業)を行う上で、既存施設では利用者増に対応できないことから、隣接する当該物件を市が大蔵省(当時)から買収し、10月から、その一部をホームヘルプサービス事業場所として第四善隣館に使用させた。
 同年11月、市は残りの部分について、第四善隣館に老人デイサービス施設として使用させた。
 平成10年11月、建物の残りの部分について、「配食センターいずみの」に、精神障害者の福祉的就労の場を確保するため、「配食センターいずみの」として目的外使用を許可した。
 平成11年8月に、「配食センターいずみの」が精神障害者家族会「泉の会」に事業継承された。
 平成19年4月、精神障害者家族会「泉の会」が「NPO法人いずみの」へ団体名を変更した。
 平成25年から普通財産になったことに伴い、市と「NPO法人いずみの」とで賃貸借契約を結び、契約書に「直接貸付物件を精神障害者の福祉的就労の場の用途に供さなければならない」と規定した。
 市は、平成9年から令和3年度まで、24年間無償で使用させていた。

(2) 現状分析

- ① 過去5年間の利用者数(来館者数)
市は土地と建物を所有し、貸し付けているだけで、事業を行っていないため、利用者数の把握はしていない。
- ② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額

| 決算額(千円) | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---|--------|--------|-------|-------|-------|
| 令和3年度の決算額は、屋根改修工事費、トイレ手洗い器新設工事費、汚水管・樹修繕工事費等である。 | | | | | 751 |
- ③ 長寿命化計画(個別施設計画)の進捗状況
長寿命化計画対象外施設である。
- ④ 利用者への施設情報の提供方法
市は事業を行っていないため、市から情報提供はしていない。NPO法人いずみのホームページでは、同法人の目的として回復途上にある精神障害者に対し、配食サービス事業を通じて地

② 過去5年間の施設運営・管理に係る決算額

| 決算額(千円) | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 324 | 261 | 220 | 121 | 8,673 |

決算額は、すべて老朽化に伴う工事費であった。平成29年度は引込盤修繕工事、平成30年度は給排水改修工事と非常照明取替工事、令和元年度は外部階段解体撤去工事、令和2年度は非常照明修繕工事、令和3年度は高架台撤去工事、給排水管撤去工事、高架水槽改修工事及び非常灯修繕工事が実施された。

③ 長寿命化計画(個別施設計画)の進捗状況

長寿命化計画対象施設であり、社会福祉施設に分類され、建築年次1965年、物理的耐用年数100年、ストックマネジメント計画に基づく耐用年数経過時期2065年としている。

④ 利用者への施設情報の提供方法はホームページに掲載されている。

運営主体の社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会ホームページ(<http://www.incl.ne.jp/oyanakai/takemata.html>)パンフレットには、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を記載している。

(3) 監査結果

① 法令の遵守
資料を確認した結果、執行手続は適法に実施されており、特記すべき事項はない。

② 有効活用の状況
資料を確認した結果、特記すべき事項はない。

③ 維持管理の状況

定期点検、その後の対応など施設の維持管理状況は良好であった。
視察時、社会福祉法人の責任者から施設内の運用状況と敷地の活用状況の説明を受けたが、施設の利用にはバス等の移動や運送手段が必要である。施設は旧竹又小学校の転用であり、随所に修繕による工夫がされており、防寒対策としての二重窓の設置や、雪害対策として除雪機の更新など、今後も必要な投資は想定されるものの、資金的には厳しいことであった。

施設名称：たけまた友愛の家

施設区分：社会福祉施設

所 管：障害福祉課

(1) 概況

| | |
|------------|---|
| 所在地 | 東原町フ14-2 旧竹又小学校舎 |
| 建設年月 | 昭和41年1月 事務作業室、体育館 昭和51年11月 体育館用器具室 昭和53年7月 プール附属棟 昭和55年8月 物置、ポンプ室 昭和58年11月 多目的室 |
| 土地取得費(百万円) | 土地台帳に取得金額が記載されていない 土地面積は5,689.61㎡ |
| 建物取得費(百万円) | 46 |
| 運営主体 | 社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会 |
| 建物延床面積(㎡) | 896.14 |
| 主たる構造 | 木造 |
| 設置目的 | 旧竹又小学校舎を全面改修 平成3年に金沢手をつなぐ親の会の精神薄弱者通所更生施設開設に応じるため |
| 設置根拠・貸出根拠 | 施設貸与開始は平成5年4月 当初は、金沢市学校設置条例 障害者総合支援法第36条 金沢市市有財産条例第8条第1項第1号 |
| 設置事業内容 | 障害者総合支援法に規定する指定障害者福祉サービス(生活介護) |

貸付の経緯

運営法人である社会福祉法人金沢手をつなぐ親の会は、旧竹又小学校の土地及び建物を障害福祉施設等のために利用を希望し、営利目的ではなく、かつ市の福祉行政に寄与している(心身障害者の社会福祉事業を実施するものであり公益性がある)ことから無償貸付とされた。

(2) 現状分析

① 過去5年間の利用者数(利用者数)

| 利用者数(定員) | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|----------|--------|--------|-------|-------|-------|
| | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |

利用者は、金沢市及び周辺市町村に在住する18歳から65歳未満の障害がある者である。定員割れが生じる可能性に関して、同様の生活介護サービスを提供する事業所が35カ所、定員1,104人と利用希望者数に達していないため、定員割れは発生しないと想定している。

(総評)

最後に共通する問題点について記載する。

土地の取得費に関して、公会計の固定資産台帳は、時価若しくは備忘価格1円で記録されているものの、公有財産管理システムの土地台帳には、未入力となっている。これは土地の取得に関する履歴が不明なことが主な要因である。公有財産管理システムにおいても、公会計の固定資産台帳に準じる対応が望ましい。

【意見】

公有財産管理システムの土地台帳の金額が未入力となっている箇所がある。固定資産の管理上、取得価額が不明な場合は、その時点で妥当な金額(相続税評価額等)若しくは備忘価格1円を計上し、管理することが望ましい。

普通財産の貸付については、その対応指針としてハンドブックが策定されている。普通財産の貸付契約を更新する際に、将来の利用・事業計画を慎重に検討した上で、その貸付がどの程度行政に資するかについて判断しなければならぬ。しかし、現状は普通財産に関する管理を効率化する面のみに目が行き、慎重な利用・事業計画が検討されているとは必ずしも言えない。事業内容が例えば、「公民館、町会事業及び体育活動の場」とのみ記載された資料をもって利用計画又は事業計画が妥当かどうかを検討することは、慎重な検討とはいえない。

また、普通財産の使用は行政目的に合致していなければならず、貸付時の利用・事業計画がどの程度達成されたかを確認しなければならぬ。貸付後の利用実績を把握することが不十分であり、施設の利用者、利用内容、利用頻度などを把握することなく、施設が貸し出されていることは改善しなければならない。

【意見】

普通財産の貸付は、年間の利用計画表で参加人数や使用目的を確認した上で検討を行い、有効に活用されたか利用実績を把握する必要がある。

対象施設名：旧金沢市立上平小学校、元安原中学校体育館、金石銭屋町集会所、
ヘルパーステーション(旧広坂消防署泉野出張所)、旧福畠小学校

長寿命化計画(個別施設計画)の進捗状況についての確認を行ったが、市民利用施設及び庁舎等施設を対象とした金沢市施設別長寿命化計画は、金沢市公共施設等総合管理計画を踏まえ、将来コストの削減を図り、施設の改修・更新を着実に実施していくため、個別施設毎の具体的な方針や取組方策を定める計画として策定されたものである。その計画のなかで、普通財産である元安原中学校体育館、金石銭屋町集会所、たけまた友愛の家は金沢市有施設ストックマネジメント計画に基づき、施設の長寿命化を図ることとしており、各施設のストックマネジメント計画に基づき、耐用年数経過時期には建替えのための費用を計上している。

普通財産は、行政財産のように行政執行上の手段として直接使用されるものではなく、その経済的価値を保全発揮することにより、間接的に普通公共団体の行政に貢献せしめるものである。また、実際に、普通財産である元安原中学校体育館、金石銭屋町集会所、たけまた友愛の家の更新計画は存在しないため、長寿命化計画に含めることは合理的とは言えない。



建物正面



建物裏 給排水施設(左斜面は強固な岩盤で施設の安全性は高い)

【意見】

普通財産の建替えは想定しておらず、実際に更新計画は存在しないため、長寿命化計画に含めることは不合理である。

対象施設名：元安原中学校校体育館、金石銭屋町集会所、たけまた友愛の家

令和5年(2023年)4月21日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄